

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）について（概要）

令和 8 年 7 月
こども家庭庁成育局保育政策課

1. 改正の趣旨

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）第 6 条第 1 項の規定により、子ども・子育て支援に係る事務を処理するために用いられるシステム（以下「子ども・子育て支援システム」という。）の標準化基準を地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和 8 年内閣府令第 17 号）において定めている。
- 今般、子ども・子育て支援システムの標準仕様書の改版に伴い、標準化基準について所要の改正を行う。

2. 制定の概要

- 令和 8 年 8 月の子ども・子育て支援システム標準仕様書改版に伴い、子ども・子育て支援システムの帳票要件の標準について、以下に掲げる帳票を出力するものとする。
 - ・ 子どものための教育・保育給付請求書（満 3 歳以上限定小規模保育事業）
 - ・ 給付請求明細書・在籍児童一覧（満 3 歳以上限定小規模保育事業）
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第 6 条第 1 項

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 8 年 8 月中（予定）
- 施行期日：令和 8 年 8 月 31 日